

議案第169号

さいたま市理容師法施行条例の制定について
さいたま市理容師法施行条例を次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第2条 法第9条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

就業中は、身体を清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。

客1人ごとに手指を石けん等で洗うこと。

顔そりのときは、清潔なマスクを使用すること。

理容に直接使用する客用の布片は、清潔なものを使用すること。

皮膚に接する布片等は、客1人ごとに、次に掲げる方法により消毒を行ったものと取り替えること。

ア 血液が付着しているもの又はその疑いがあるものは、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。イにおいて「省令」という。)第25条第1号に規定するいずれかの方法によること。

イ アに規定するもの以外のものは、省令第25条第1号又は第2号八、ホ若しくはへに規定するいずれかの方法によること。

紙製の首巻き、枕当て等は、客1人ごとに廃棄すること。

そり毛用の石けん水は、客1人ごとに廃棄すること。

消毒液は、毎週1回以上(汚濁した場合は、その都度)取り替えること。

消毒済の器具は、未消毒の器具と区別した場所に置き、これを標示しておくこと。

(理容所の衛生上必要な措置)

第3条 法第12条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

理容所は、隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。

作業所の面積は、9.9平方メートル以上であること。

理容に使用する椅子は、作業所の面積9.9平方メートルにつき2台以内とし、その面積が9.9平方メートルを超える場合は、その超える面積が3.3平方メートルを増すごとに1台を2台に加えた台数以内とすること。

洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。

天井の高さは、床面から2.1メートル以上とすること。

待合所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した0.9メートル以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。

ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月1回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講じること。

外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えて置くこと。

(出張理容を行うことができる場合)

第4条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理容を行う場合

演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合

社会福祉施設等の入所者であって、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合

前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

(出張理容を行う場合の衛生上必要な措置)

第5条 法第6条の2ただし書の規定による理容所以外の場所における業(以下「出張理容」という。)を行う理容師が講じるべき法第9条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、第2条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。

前号に掲げるもののほか、規則で定める措置

(出張理容を行う場合の届出)

第6条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又はこの条例第4条第2号に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に理容師法施行条例(平成12年埼玉県条例23号)附則第2項の適用を受けている理容所が第3条第2号又は第6号の規定に適合していない部分がある場合(この条例の施行の日以後に当該部分の構造設備を変更した場合を除く。)においては、同条第2号中「9.9平方メートル」とあるのは「おおむね9.9平方メートル」と、同条第6号中「作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した0.9メートル以上の高さを有するものにより、作業所と区画すること」とあるのは「作業所の広さに応じた広さとし、作業所と同一の室に設ける場合は、作業に支障のない場所に設け、かつ、適当な高さを有する固定したもので作業所と区画すること」とする。

3 この条例の施行の際現に理容師法施行条例の一部を改正する条例(平成21年埼玉県条例15号)附則第2項の適用を受けている理容所が第3条第4号の規定に適合していない場合においては、当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、当該理容所については、同号の規定は適用しない。

4 この条例の施行の日以後に出張理容を行おうとする理容師は、この条例の施行前においても、第6条第1項の規定の例により、市長に届け出ることができる。

5 この条例の施行前に前項の規定によりされた届出は、この条例の施行の日において第6条第1項の規定によりされた届出とみなす。